

## 会費規定

一般社団法人東大阪労働基準協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人東大阪労働基準協会定款第7条の規定に基づき会費について定める。

(会費の額)

第2条 本会の会費は、年額とし次に定める額とする。

従業員数	年額 (円)	従業員数	年額 (円)
10 人未満	5,000	400 人未満	43,500
20 人未満	7,500	500 人未満	51,000
50 人未満	13,000	600 人未満	64,500
100 人未満	20,000	800 人未満	72,000
200 人未満	28,500	800 人以上	86,000
300 人未満	33,500		

2 従業員数は、4月1日現在の人員とする。但し、年度途中で入会した会員にあつては、入会承認の月の末日現在の人員とする。

(会費の納入等)

第3条 前条の会費は、毎年度始めに全納するものとする。

第4条 年度途中で新たに入会した会員の会費は、入会した月の末日までに当該年度の月割計算による全月分を納付するものとする。

第5条 退会せんとする者は、退会届提出の際未納の会費を完納しなければならない。

第6条 既納の会費は、いかなる理由があつても返納しない。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月末に終る。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、総会の決議による。

附則

(施行年月日)

1 この規定は、一般社団法人東大阪労働基準協会への移行登記の日から施行する。

2 平成28年5月17日に行われた一般社団法人東大阪労働基準協会平成28年度通常総会において改定。